

平成20年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。また、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。
- 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。
- 3) 情報の検索、レポートの作成、意見の発表など、学生の学習に必要な実践的情報処理教育の充実を図る。また、インターネットを利用する際のマナーと自己防衛の方法も学ばせる。
- 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。
- 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
- 3) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的学術研究に対する関心を喚起する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

専門職業人として、社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターンシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室並びに大学教育・学生支援機構及び各学部等で組織的に検証し、授業方法等の改善に資する。
- 教育実践に顕著な成果を挙げた教員にベストティーチャー賞を授与し、受賞者による公開模範授業等を通してFDの充実を図る。
- 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育

成果を検証する。

- 3) TOEIC、TOEFL、ドイツ語検定及びJABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。

(ii) 大学院課程

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。

博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。

専門職学位課程では、教育現場の課題に対応できる高度な実践的指導力を備えた教員を養成する。

修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。
 - 各種イベントへの参加、高校訪問、広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。
- 2) 入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。
- 3) 社会人、私費留学生、帰国生特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。
- 4) 学生受入センターを中心に入試広報、入試調査等を行い、入学者選抜方法の改善に資する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1)-① 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い

情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等からの講師（ゲスト講師）を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。

-② 学長、役員等による講義を総合科目として実施する。

- 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。
- 2) スキル養成を目的とする授業（情報処理入門、生物学実験等）には、TAなど教育支援者を配置する。また、安全確保を必要とする授業（健康科学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助者を配置する。
- 3) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
- 4) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1)- ① シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。
- ② 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。
- 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
- 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰を行う。

(ii) 大学院課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
- 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを実施して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
- 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生に対しては、その受け入れ体制の充実を図る。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。

- 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
- 3) ICT有効利用による遠隔授業や研究指導について検討する。
- 4) -① 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。
-② 社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
- 2) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。
○ 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。
- 3) 社会人学生等に対する教育・研究の充実等を図るため長期履修学生制度を導入する。
- 4) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、必要に応じてTAの増員を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。
- 2) 成績優秀な学生の顕彰、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員評価の結果を検証し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、評価結果を人事・給与面等に反映させる。
- 2) 役員会において計画的な人事管理を行う。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。
- 2) 学生用図書を充実させるとともに、図書館内の学習スペース、情報機器類、ネットワークの環境整備等を行い、学生の学習環境を整える。
- 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。
- 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。
- 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。
- 6) インターネットを活用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。
また、学生の学習支援システムの構築を図るため、ICT有効活用の基盤を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。
- 2) 教育方法企画部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で授業改善の検討を行うとともに、報告書を作成し公表する。
- 3) 学生からWeb上で出された質問、意見などの情報を集積して、データベースとして活用する。
- 4) 優れた評価の教員を表彰し、教員評価の結果を研究費等資源配分に反映させる。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教育方法企画部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。
- 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。
- 2) 学生支援センターにおいて、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談等に関し、きめ細やかな対応をする。また、定期的に学生実態調査を行い、支援体制の改善に活用する。
- 3) 教職員と学生の交流を深めるため、低学年において合宿研修を実施する。また、オフィスアワー、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。
- 4) 学生支援を充実させるため保護者などで構成される後援会又は同窓会との連携を強化する。

生活相談等に関する具体的方策

- 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。健康支援総合センターの専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。
- 2) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。
- 3) 学生支援センター運営委員会学生相談・生活部会において、広く学生生活に関する相談体制を充実させる。学生相談に関する手引きを利用し、教職員の指導力向上を図る。

就職支援等に関する具体的方策

- 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職支援部会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施し、職業意識を高める。
- 県と連携し、就職支援を強化する。
- 2) 国公立大学が参加する就職指導担当者研修会や全国就職指導ガイダンス等において、意見交換を図る。
さらに、企業の人事担当者等による専門的助言や情報の収集により就職指導体制の強化を図る。
- 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生が実務経験を積むことが出来る環境を整える。
- 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援（模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等）を行う。

経済的支援に関する具体的方策

- 1) 説明会やホームページ等を通して奨学金制度などの諸制度を熟知させる。また、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。
- 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するとともに、宿舍の紹介制度などを充実させ、学生の経済的安定化を図る。
- 3) 学生に対する福利厚生を充実を図る。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。
- 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。
- 3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。
- 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。
- 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報

受容伝達系の研究

- 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築
 - 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
 - 4) 健康の維持・増進や生活の質（QOL）向上のための科学研究
 - 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
 - 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
 - 7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究
 - 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究
- 研究戦略室では、研究の総合計画、進捗状況を把握すると共に、研究成果に関する評価を行う。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 企業懇談会、公開セミナー、シンポジウム、公開講座などを通じて研究内容（活動）等の情報提供を積極的に行う。また、ホームページ、大学案内等を利用し、施設や研究者情報を広く社会に公開する。
 - 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。
 - 3) 研究・知的財産戦略本部に設置した群馬大学TLOを中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、他の国公立大学と連携する。
 - 4) 共同研究イノベーションセンターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。
- 文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業等に積極的に応募する。
- 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究者が依拠すべき研究倫理を盛り込んだ「科学者行動規範」に基づき、適正な研究活動を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。
 - 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。
- 教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置する。
- 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討し、学長が裁量権を持つ教職員枠により、重点配置を行う。
 - 4) 引き続きRA、TAの拡充に努める。

研究資金の取得と配分に関する具体的方策

- 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の府省、外郭団体、財団等の助成金

を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。

- 若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。
- 2) 教員評価や補助金応募状況を研究資金の配分に反映させる。
- 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。

研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援及び学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。
 - 群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図る。
- 2) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。
- 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。
 - 新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員評価の結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 研究・知的財産戦略本部に設置した群馬大学TLOを中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。
 - 利益相反ポリシーを踏まえ、利益相反マネジメント体制を充実させる。
 - 特許情報等を、ホームページの更新、JSTの「J-STORE」等により随時発信する。
- 2) 知的財産戦略室を中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓発する。
- 3) 知的財産の管理・活用を目指して、群馬大学TLOを軸に、他の国公立大学との連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1)-① 先端的生命科学研究を推進するために理化学研究所、秋田大学と共同研究を推進する。
- ② 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。
- 2) 医学分野では、共同研究イノベーションセンター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。ま

た、医学系研究科、工学研究科、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。

- 3)-① 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育現場における多様な問題を解決するための実践的研究を行う。
- ② 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、県・他大学等他機関と連携し、実践的研究を推進する。
- 4) 群馬県から運営を委託された「群馬アナログカレッジ」において、群馬県のアナログ技術の向上・人材育成等を図る。
- 5) 工学分野において、群馬大学メカトロ・ロボット研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。
- 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。
- 7) インキュベーションセンター等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。
- 2) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。
- 3) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興機構の地域研究開発促進拠点支援事業及び地域結集型共同研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。
 - 2) 企業懇談会や共同研究イノベーションセンターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。
 - 3) ① 首都圏北部国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学）、経済産業省関東経済産業局、地方自治体と連携して、大学の知的財産を活用するためのネットワークを作り、技術移転を促進する。
② 大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の充実を図る。
- 前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定に基づき、科学技術振興及び地域文化の発展に努める。
 - 引続き地元金融機関等と協力して産学連携の推進に努める。
 - 包括協定を締結している桐生市及び太田市との連携を一層強化する。

地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 地域の公私立大学等及び他の国立大学との連携強化を図る。
 - 5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、群馬大学）間の協定に基づく連携を一層推進する。
 - 4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学）間の協定により、大学院間の教育研究の連携を一層強化する。
 - 前橋工科大学との協定に基づき教育研究の交流を推進する。
- 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。
- 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流企画室と留学生センターを統合し、国際交流事業に関わる組織の一元化を図る。
- 2) 諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を支援する。
- 3) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。
- 4) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 国際協力事業専門部会を中心に、国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。また、各部局、教員個々の国際協力活動を全学的な事業として推進する。
- 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策

- 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。
- 2) 総合診療部と救急部の緊密な連携による初期診療体制の強化とともに、各診療科、リハビリテーション部等の整備充実を行う。
- 3) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの更新・充実等、患者サービスの一層の向上を図る。

教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策

- 1) -① 低学年の学生から診療参加型実習を推進する。

-② 臨床研修センターを発展的に改組して医療人能力開発センターを設置する。

-③ 初期臨床研修終了後の専門的研修システムにおける指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を一層発展させる。

- 2) 北関東医療圏における計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期及び後期臨床研修の充実を図る。
- 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。

高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策

- 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。
 - 遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。
- 2) 複数の診療科が共同で行う先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。
- 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部等を活用する。
- 4) ホームページ等を通じて先進医療等に関する広報を進める。

地域医療に積極的に貢献するための具体的方策

- 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムにより、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。
 - 都道府県がん診療連携拠点病院として、腫瘍センターにおいて、県内における質の高いがん医療の推進、連携を図る。
- 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。
- 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。
- 4) 高レベルの救急救命体制を充実させ、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。

病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策

- 1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。
- 2) 既得の日本医療機能評価機構による病院機能認定の更新を行い、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策

- 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。
 - 各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。

2) ① 教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。

② 教職大学院の実習校として連携協力をする。

関係教育機関と連携を強化するための具体的方策

- 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。
- 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。
- 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。
- 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求する。さらに、特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を充実させる。

学校生活を充実させるための具体的方策

- 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。
- 2) 幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化に努める。
- 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、実践的な研究に取り組む。その効果的な在り方について公開研究会等で地域へ発信し、開かれた学校を目指す。
- 4) 「学校評価ガイドライン」に基づき適正な評価を行い、学校運営の改善に活かす。
- 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。また、児童生徒の安全確保を徹底する。
- 6) 附属学校の将来構想（学校規模）の一環として、入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) -① 各学部教授会等の審議事項を整理するなど、意思決定過程の合理化と効率化を図る。
-② 教員評価の結果を研究費等資源配分に反映させる。
- 2) 4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学）間でさらに連携協力を推進する。
○ 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムを実施する。
○ 4大学連携を軸として、首都圏北部地域における知的財産活動を活性化化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学）間で引き続き連携協力を推進し、共同大学院の設置について検討する。

- 2) 大学院組織の改組・再編を図る。
 - 教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置する。
- 3) 秋田大学と実施するグローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」によるシグナル伝達研究及び理化学研究所等との分子遺伝学における共同研究を推進し、世界的水準の生命科学研究の拠点形成を目指す。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 全学的な人事評価を適切に実施する。
 - ② 人事評価結果を、給与制度等に活用する。
 - ③ 人事評価に対する異議申し立てに対しては、人事評価委員会（仮称）が対応し、処理する。
 - ④ 人事評価の統一的運用を図るために、評価者に対する研修を定期的
に実施する。
- 2)-① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築
するために、職員研修を行う。
 - ② 他の国立大学法人等と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人
事交流の円滑化を図る。
- 3)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基
づく資格試験によることとするが、必要に応じて、社会的ニーズに
的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用す
る。
 - ② 事務職員の課題解決能力、業務処理能力等を修得させるため、実
践的な研修を行う。
 - ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極
的に行い、組織の活性化を推進する。
 - ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、
人件費の運用を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1)-① 事務改善・合理化協議会により事務組織の機能及び事務改善合理
化方策等に基づき必要な見直しを行う。
 - ② 学長裁量枠により人的資源を確保し、新規プロジェクト等に必要
に応じて重点的に配備する。
- 2) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内
・学外・民間研修等)により、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改
革を図る。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ① 定型的な業務についてはアウトソーシングの推進を図る。
- ② 教務事務システムのデータの共有化を推進し、さらに管理・運用の効率
化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に部局内又は部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。
- 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けて積極的な支援体制を充実させる。
- 3) 共同研究イノベーションセンターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。また、ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。
- 4) ①先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。
②地域・学生向けの起業塾を開催する。
- 5) 共同研究イノベーションセンターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。
- 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。
- 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) -① 電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき導入した光熱水費等の受益者負担制度により、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。
-② 施設・環境推進室において、共用研究スペースの利用状況の点検評価を行い施設の有効活用を図る。
-③ 人的資源の効果的運用について評価方式により、人件費抑制と効率的配分を図る。
- 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。
○ 施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。
- 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。
- 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。
- 4) スペース課金システムの適用範囲の拡大を図る。
- 5) 施設等への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。講義室等については、Web上で使用申し込みを行うなど一括管理を行い、有効活用を図る。

る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) ①各部局毎に自己点検・評価を定期的実施する。
②大学の諸活動について外部評価又は第三者評価を受ける。
- 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため大学評価室や教育方法企画部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。
- 3) 各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 広報戦略室の下、大学情報を積極的かつ適切に提供するため、定期的に広報紙を発行する。
- 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。
- 3) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- 1) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図る。
- 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。
- 3) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進する。
- 4) 平成20年度竣工を目指して重粒子線照射施設の建設を進める。
- 5) エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、施設・環境推進室及び総合情報メディアセンターにおいて現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。
- 6) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、学生の利用、自然環境の活用、地域との交流などに配慮した屋外環境整備を進めていく。
- 7) 民間施設や地方自治体施設等、学外施設を活用する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 1) 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。
- 2) 「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。
- 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、「群馬大学における施設の管

理運営に関する規程」に基づき、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。

- 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。
- 5) 建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設・環境推進室にて公正かつ効率的運用を推進する。
- 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する 具体的方策

- 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。
- 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を整備、維持する。
- 3) 防災マニュアル等を活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。また、救命講習会などを実施し、防災に対する教職員の意識向上を図る。
- 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。
- 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。
- 6) 核燃料物質、R I、放射線医療機器については、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの周知、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。
- 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い、防災安全を図る。
- 8) 耐震改修の計画的な実施に努める。
- 9) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。

(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策

- 1) 安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生の実験・実習中における安全・事故防止教育を徹底する。また、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。
- 2) 学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、専門職によるカウンセリング機能を充実させる。
- 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進室を中心として、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図る。
- 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。

(3) 環境保全に関する具体的方策

省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・重粒子線照射施設（仕上）	総額 4,139	施設整備費補助金（ 2,460）
・（荒牧）耐震対策事業		長期借入金（ 1,627）
・（桐生他）耐震対策事業		
・（医病）基幹・環境整備		
・重粒子線照射高度化設備費		施設費交付金（ 52）
・再開発（中央診療棟）設備 その他設備		
・営繕事業		

（注1）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

平成20年度の常勤職員数 1,938人（役員を除く。）

また、任期付職員数の見込みを 140人とする。

平成20年度の人件費総額見込み17,212百万円（退職手当は除く）

（別紙）

○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,138
施設整備費補助金	2,511
補助金等収入	608
国立大学財務・経営センター施設費交付金	52
自己収入	21,961
授業料、入学金及び検定料収入	3,838
附属病院収入	17,779
財産処分収入	0
雑収入	344
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,833
引当金取崩	66
長期借入金収入	1,627
承継剰余金	34
目的積立金取崩	388
計	42,218
支出	
業務費	32,038
教育研究経費	13,634
診療経費	18,404
一般管理費	1,554
施設整備費	2,863
補助金等	608
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,833
長期借入金償還金	3,322
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	42,218

[人件費の見積り]

平成20年度総額 17,212百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 12,356百万円)

「施設整備補助金」のうち、平成20年度当初予算額1,362百万円、
前年度よりの繰越額1,149百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	36,827
業務費	32,501
教育研究経費	3,563
診療経費	9,333
受託研究費等	986
役員人件費	112
教員人件費	9,253
職員人件費	9,254
一般管理費	375
財務費用	804
雑損	0
減価償却費	3,147
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	36,625
運営費交付金	11,642
授業料収益	3,021
入学金収益	479
検定料収益	133
附属病院収益	17,742
受託研究等収益	986
補助金等収益	608
寄附金収益	821
財務収益	32
雑益	346
資産見返運営費交付金戻入	361
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	197
資産見返物品受贈額戻入	257
臨時利益	0
純利益	-202
目的積立金取崩益	388
総利益	186

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	56,529
業務活動による支出	32,454
投資活動による支出	5,954
財務活動による支出	3,322
翌年度への繰越金	14,799
資金収入	56,529
業務活動による収入	37,508
運営費交付金による収入	13,138
授業料及入学金検定料による収入	3,838
附属病院収入	17,779
受託研究等収入	986
補助金等収入	608
寄附金収入	847
その他の収入	312
投資活動による収入	2,563
施設費による収入	2,563
その他の収入	0
財務活動による収入	1,659
前年度よりの繰越金	14,799

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人	
		(うち教員養成に係る分野880人)	
社会情報学部	情報行動学科	160人	
	情報社会科学科	160人	
	社会情報学科	120人	
医学部	医学科	570人	
		(うち医師養成に係る分野570人)	
	保健学科	690人	
工学部	(昼間コース)		
	応用化学・生物化学科	340人	
	生産システム工学科	80人	
	環境プロセス工学科	80人	
	社会環境デザイン工学科	80人	
	応用化学科	136人	
	材料工学科	116人	
	生物化学工学科	176人	
	機械システム工学科	316人	
	建設工学科	80人	
	電気電子工学科	316人	
	情報工学科	200人	
	学科共通	60人	
		(夜間主コース)	
		生産システム工学科	60人
		応用化学科	20人
		生物化学工学科	40人
		機械システム工学科	40人
		電気電子工学科	40人
		情報工学科	60人

教育学研究科	教職リーダー専攻	16人 (うち専門職学位課程16人)	
	学校教育専攻	4人	
	障害児教育専攻	6人	
	教科教育専攻	32人	
	教科教育実践専攻	20人 (うち修士課程 62人)	
社会情報学研究科	社会情報学専攻	20人 (うち修士課程 20人)	
医学系研究科	生命医科学専攻	30人 (うち修士課程 30人)	
	医科学専攻	318人 (うち博士課程 318人)	
	保健学専攻	157人 (うち修士課程 112人 博士課程 45人)	
工学研究科	応用化学・生物化学専攻	212人 (うち修士課程 212人)	
	生産システム工学専攻	60人 (うち修士課程 60人)	
	環境プロセス工学専攻	44人 (うち修士課程 44人)	
	社会環境デザイン工学専攻	44人 (うち修士課程 44人)	
	機械システム工学専攻	88人 (うち修士課程 88人)	
	電気電子工学専攻	88人 (うち修士課程 88人)	
	情報工学専攻	64人 (うち修士課程 64人)	
	工学専攻	78人 (うち博士課程 78人)	
	物質工学専攻	7人 (うち博士課程 7人)	
	生産工学専攻	12人 (うち博士課程 12人)	
	電子情報工学専攻	7人 (うち博士課程 7人)	
	ナノ材料システム工学専攻	13人 (うち博士課程 13人)	
	特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻	15人

教育学部附属幼稚園	160人 学級数 5
教育学部附属小学校	960人 学級数 24
教育学部附属中学校	480人 学級数 12
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9